



Driving&FogLAMP

ドライビング&フォグランプ

取扱説明書

安全上のご注意

- 取付作業は必ず周囲の安全を確保し、車体を安定させた状態で車体の転倒や怪我などのないように十分注意して作業を行ってください。
- 本製品を取付ける際、使用する純正部品および車両各部に欠損・損傷がみられた場合はその部品の再使用を避け、新しい部品に交換してください。そのままご使用になられると、重大な事故につながる恐れがあります。
- 取付け前に本製品の構成内容、外観や仕様などに不備がないか必ずお確かめください。万一お気づきの点がございましたらお買い求めの販売店へご相談ください。
- 取付け前に本製品の点灯確認を行ってください。
- 本製品の脱落がない様に確実に取付けてください。また作業中や使用中によるキズや打痕、脱落などのトラブルは保証の対象外となります。あらかじめご了承ください。
- 取付け後は走行前に各部異常がないか毎回点検を行ってください。
- 取付け後約100km走行しましたら各部を点検し、ネジ部等の増し締めを行ってください。その後は約500km毎に必ず点検を行い同様の増し締めを行ってください。定期的な整備を怠ったことにより発生した不具合などにつきましては当社は一切の責任を負いません。予めご了承ください。
- 走行中に異常が発生した場合は、直ちに車両を安全な場所に停車させ、異常箇所を点検してください。症状が改善しない場合はご使用を中止し、お買い求めの販売店または指定/認証工場へ連絡して必ず点検を行ってください。

バイクフォグランプ本体

- 本製品はDC12Vの2輪車専用です。交流車両、バッテリーレス車、6Vや24Vの車両には取付けできません。
- 本製品のネジ部は締め付けトルク10N·mになります。指定トルク以上の力を加えると破損の原因になります。
- 本製品は汎用品です。車両に取付ける際は別途メーカー推奨のリレーハーネス(品番:SLBKSH-01)をご利用ください。フォグランプ本体の固定に関してもステーを別途用意ください。
- 本製品を分解、改造を行わないでください。
- 本製品は経年劣化により発光色が変わることがあります。著しく光色に変化があった場合は使用を中止してください。
- 幼児の手の届く所に置かないでください。飲み込んだり怪我の原因となります。
- 保安基準などの自動車関連法に抵触しないようにご使用ください。

使用上のご注意

- 本製品をフォグランプとしてご使用する場合、フォグランプとして専用のスイッチの増設を行ってください。
- 本製品をドライビングランプとしてご使用する場合、ハイビームの点灯時に操作および点灯するように取付けしてください。
- DUALタイプのランプを2個以上増設した場合、左右で光色が異なってしまった場合は、すみやかに安全な場所に停めて左右の色を合わせてください。
- 本製品の点灯中の光を直視しないでください。視力障害の原因となります。
- 本製品の点灯中に本製品や配線に触れないでください。感電ややけどにより、重大な事故につながる恐れがあります。

取付上のご注意 本製品の取付けにあたり、誤った取付方法により、漏電や感電および製品の故障や車両火災の原因とならないよう、下記の点に注意して取付けを行ってください。

- 本製品をフォグランプとして取付けする場合は、「道路運送車両の保安基準 第33条第2項 告示 第199条」を参考にして法令に抵触しないよう取付けを行ってください。
- 本製品をドライビングランプとして取付けする場合は、「道路運送車両の保安基準 第33条 告示 第120条」を参考にして法令に抵触しないよう取付けを行ってください。
- 純正部品の脱着方法は、車両メーカー発行のサービスマニュアルを参照ください。
- センタースタンドやメンテナנסスタンドなどを使用し、車体をしっかりと固定してください。作業中に車体が倒れないように十分注意し、必ず安全を確保し慎重に作業を行ってください。

バイクフォグランプ用取り付けステー

- 本製品はバイク用フォグランプ(品番:SLBKFG-01および02)を取り付けることを目的としています。他社製品との併用を行う際は自己責任によりご使用ください。
- 本製品はバイク用フォグランプ用のステーです。固定部分のサイズに合う製品を正しく設置してください。用法・用途の異なる使用方法を行うと故障や事故につながる場合があります。
- 本製品は改造および仕様変更を行わないでください。
- 本製品はエンジンや走行の振動によりボルト・ナットが緩む場合があります。走行前に必ず取り付け状態の確認および増し締めを行ってください。
- 使用中に異常や変化を感じた場合は速やかに停車しご使用を控えてください。

バイクフォグランプ用スイッチ付きハーネス

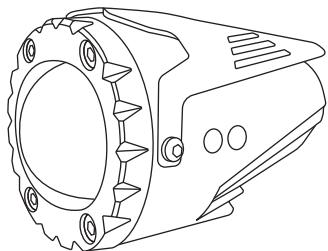
- 本製品を分解、改造を行わないでください。
- 本製品はDC12Vの2輪車専用です。交流車両、バッテリーレス車、6Vや24Vの車両には取付けできません。
- 本製品を分解、改造を行わないでください。
- 本製品は経年劣化により発光色が変わることがあります。著しく光色に変化があった場合は使用を中止してください。
- 幼児の手の届く所に置かないでください。飲み込んだり怪我の原因となります。
- 保安基準などの自動車関連法に抵触しないようにご使用ください。

取付上のご注意 本製品の取付けにあたり、誤った取付方法により、漏電や感電および製品の故障や車両火災の原因とならないよう、下記の点に注意して取付けを行ってください。

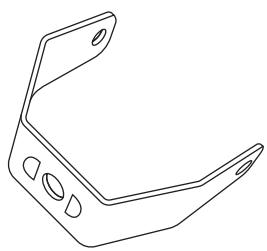
- リレーハーネスの取り付け作業中は必ずバッテリーのマイナス端子を外して作業を行ってください。必要に応じてフェンダーやカウルなどのパーツの取り外しを行ってください。
- センタースタンドやメンテナנסスタンドなどを使用し、車体をしっかりと固定してください。作業中に車体が倒れないように十分注意し、必ず安全を確保し慎重に作業を行ってください。
- 本製品を取り付ける際にはエンジン、マフラー、ラジエーターなどが十分冷えている状態で行ってください。
- リレーハーネスの改造は行わないでください。過熱やショートし最悪の場合車両火災になる恐れがあります。
- 本製品はエンジンや走行の振動によりボルト・ナットが緩む場合があります。走行前に必ず取り付け状態の確認および増し締めを行ってください。
- 使用中に異常や変化を感じた場合は速やかに停車しご使用を控えてください。
- エンジンなどの高温部分に触れないように配線してください。
- ハーネスは稼働部に挟まれないように注意してください。
- ハーネスが鋭利な部分に当たる場合は避けるか別途クッションテープなどで保護を行ってください。
- ギボシ端子の着脱にはケーブルを引っ張らずギボシ端子を持って着脱を行ってください。
- 結線後はたるみなどのないよう結束バンドやビニールテープなどで束ねて車体に固定してください。

セット内容

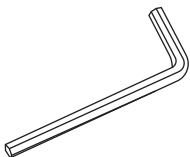
本体



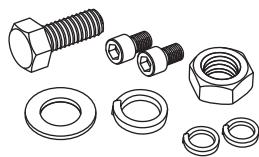
ランプ本体 × 1



ブラケット × 1

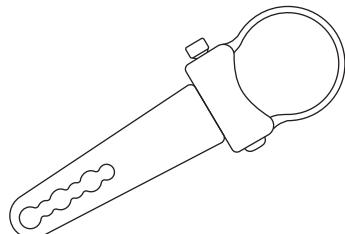


六角レンチ × 1

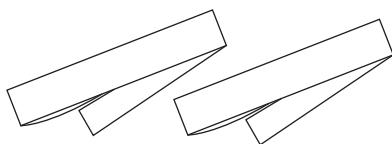


M8 ボルト × 1
M8 ナット × 1
M8 ワッシャー × 1
M8 スプリングワッシャー × 1
M4 ボルト 10mm × 2
M4 スプリングワッシャー × 2

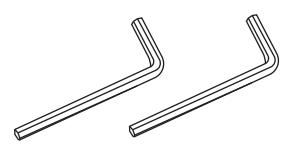
バイクフォグランプ用取り付けステー



バイクフォグランプ用取り付けステー × 1



緩衝テープ × 2



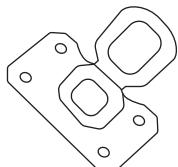
六角レンチ × 2



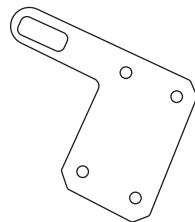
バイクフォグランプ用スイッチ付きハーネス



バイクフォグランプ用スイッチ付きハーネス × 1



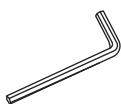
ステー A(立体L型) × 1



ステー B(平面L型) × 1



M3 × 5mmボルト × 5



六角レンチ × 1

取付方法

本体

フォグランプとしてご使用される場合は、スイッチを増設してください。

ドライビングランプとしてご使用される場合はハイビームと連動するように取り付けてください。

連動する電源やランプの固定位置や個数によっては保安基準を満たさず法令違反となる場合があります。法令を遵守した取付をおこなってください。

1 点灯確認

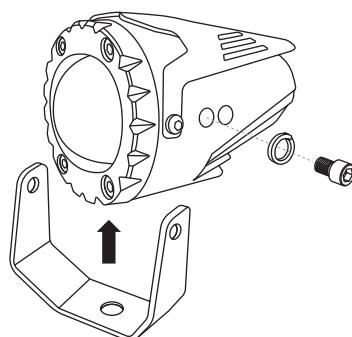
- 本製品の赤線(+)および黒線(-)をバッテリー端子に当てて点灯確認します。
白色が点灯していれば問題ありません。

- 本製品の黄線(+)および黒線(-)をバッテリー端子に当てて点灯確認します。
淡黄色が点灯していれば問題ありません。

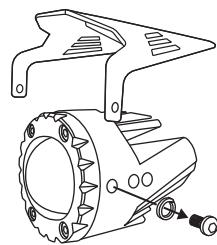
※白色単色タイプの場合は黄線はありません。

2 必要に応じてフェンダーやカウルなどのパーツの取り外しを行ってください。

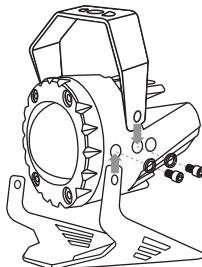
3 ランプ本体にブラケットを取付けます。



吊り下げ式の場合



ランプ本体に装着されている
ウイングカバーを外します



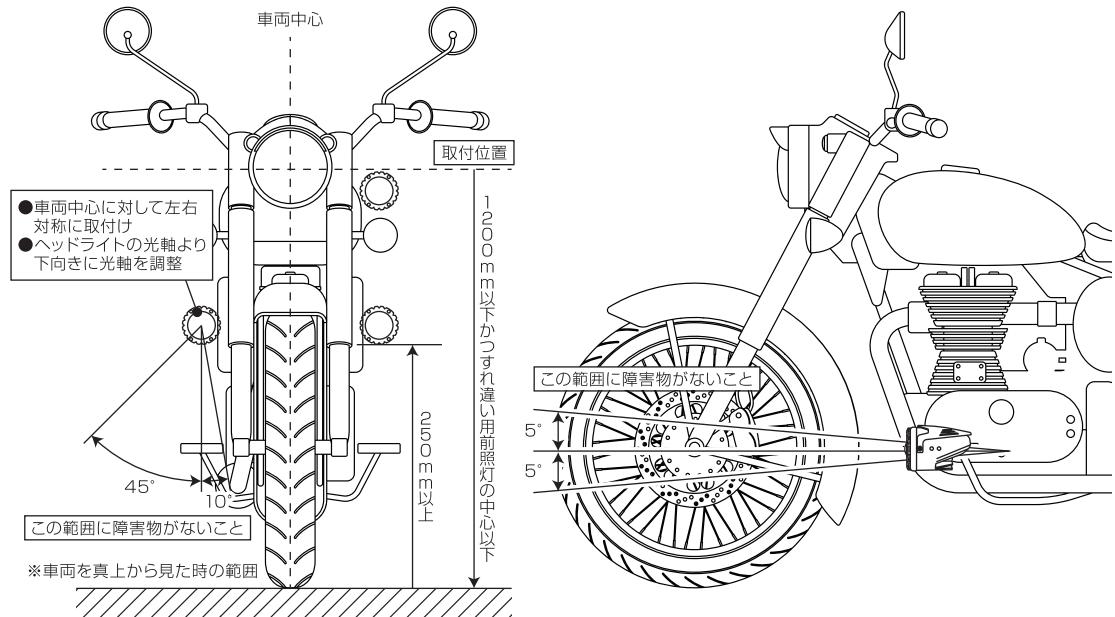
ブラケットを上部方法から取付けます。
その際、ウイングカバーを下部に取付ける
ことも可能です。

※ブラケットのビス穴位置と、ウイングカバーの
穴位置は異なりますのでご注意ください。

4 取付け部分のサイズを測る

当製品を固定するにあたり、パイプの直
径により品番が異なりますので、予め固
定部分のサイズを計測します。

取付け位置は以下を参考に保安基準に
沿って取り付けてください。



5 フロントフォークやフレームにランプを車体に固定します。

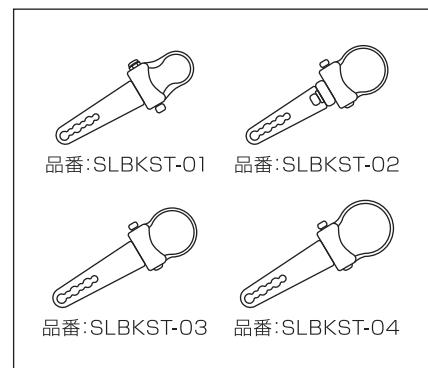
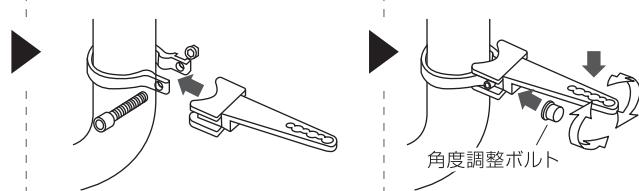
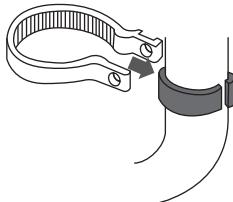
4種類のサイズのステーをご用意しています。固定部のサイズに合わせてお選びください。

ステーに③で固定したブラケットを合わせてボルトで固定します。

①汚れや油分などを拭き取りしっかりと
脱脂する。緩衝テープをクランプ固定
部分に貼付ける。

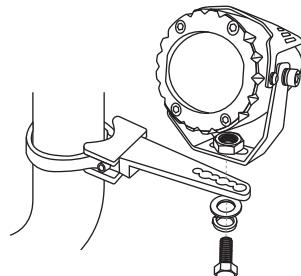
②クランプで緩衝テープ部分を覆い、
ステーと組み合わせボルトナットで
固定します。

③ステーの角度を調整して
ボルトを固定します。



6 ステーにランプ本体を固定

ランプ本体を付属のボルトナットを使用して、
ステーにしっかりと固定します。

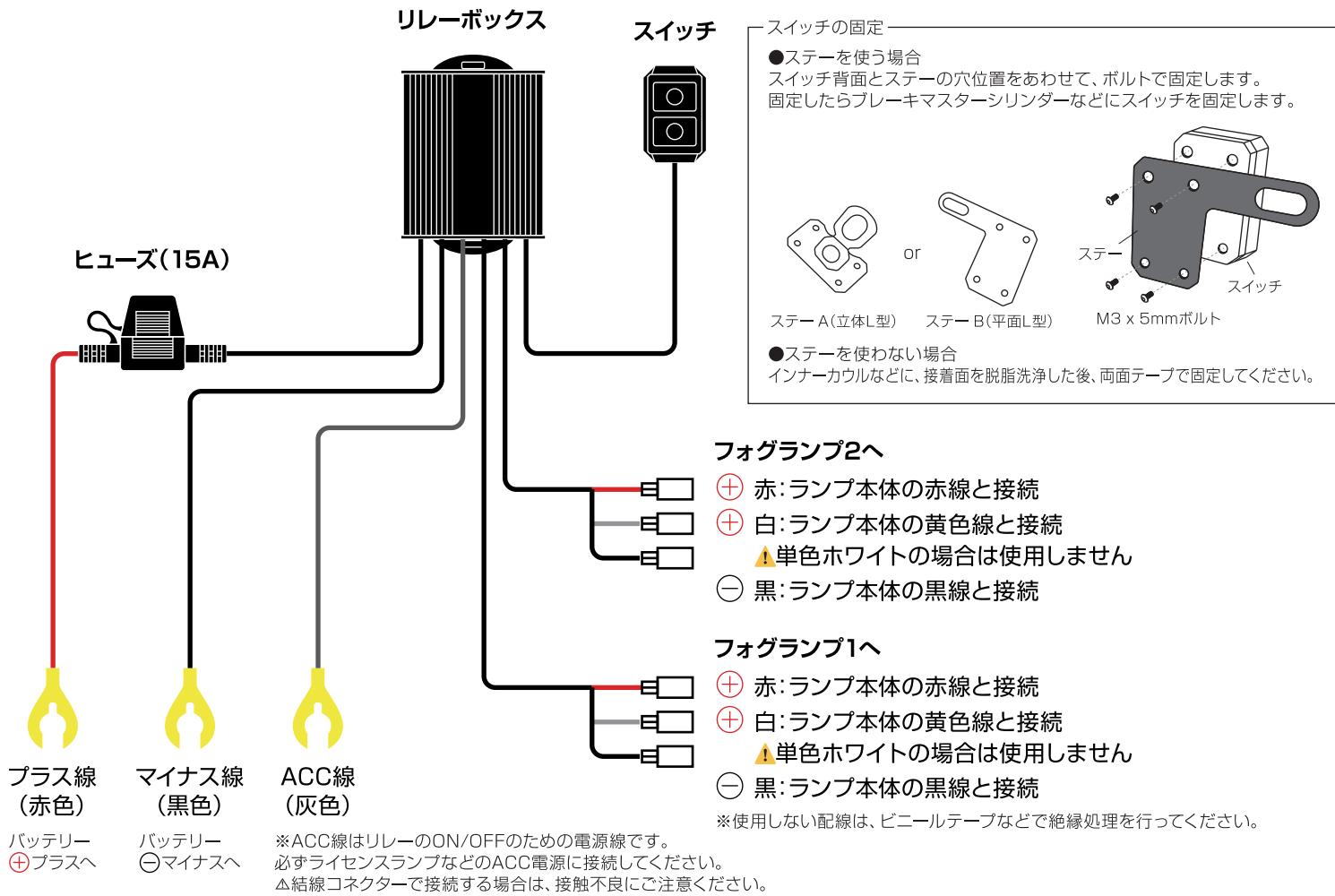


取付方法

走行中に本製品およびランプユニットが脱落しないようご注意ください

7 リレーの結線図に従って各部に取付けを行ってください。

※電極(+と-)は間違わないように接続してください。接続を誤ると過熱し最悪の場合、車両火災につながる場合がありますので、十分ご注意ください。



各種ハーネスの結線後、ハーネスを結束バンドで固定し、走行に支障がないようにしてください。またリレーボックスも同様に合わせて両面テープや結束バンドで車体に固定してください。

接続後、点灯しない場合はこちらをご確認ください

スイッチが反応しない

電源が通電していないと思われます。電極を確認しケーブルを再接続してください。

 2灯取り付けたが左右異なる光が点灯する

片方のランプに取り付けたギボシの赤と白を入れ替えてください。

 スイッチのイルミネーションが点灯しない

リレーハーネスの灰色のケーブルが通電していないと思われます。接続箇所と電極を確認しケーブルを再接続してください。

使用中に不点灯になった場合

 スイッチのイルミネーションが点灯していてスイッチを押してもランプが光らない

ランプの故障の可能性があります。ランプをリレーハーネスから外し、ランプ単体をバッテリーに接続して点灯するかご確認ください。

ランプ単体で点灯しない場合、ランプが故障しています。保証期間内であれば保証交換が可能です。販売店もしくはスマートサイトサポートまでご連絡ください。

 スイッチのイルミネーションが点灯せず、スイッチを押してもランプが光らない

ランプもしくはリレーハーネスの故障が考えられます。ランプをリレーハーネスから外し、ランプ単体をバッテリーに接続して点灯するかご確認ください。

ランプ単体が点灯した場合、リレーハーネスの故障が考えられます。

リレーハーネスのヒューズが切れていればヒューズを交換してください。

また、点灯直後にヒューズが切れてしまう場合とヒューズが切れていない場合はリレーーハーネスの故障が考えられます。新しいリレーーハーネスに交換してください。

車検について

[1] (前部霧灯)第199条前部霧灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第33条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一. 前部霧灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
- 二. 前部霧灯は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一であること。
- 三. 前部霧灯は、前各号に規定するほか、前条第2項第4号及び第5号の基準に準じたものであること。

[2] 次に掲げる前部霧灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

- 一. 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部霧灯
- 三. 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた前部霧灯又はこれに準ずる性能を有する前部霧灯

[3] 前部霧灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添「灯火等の照明部、個数、

取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

- 一. 前部霧灯は、同時に3個以上点灯しないように取り付けられていること。
- 二. 側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上800mm以下(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が10人未満のもの(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のもの(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)以外の自動車に備える前部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上1,200mm以下)であって、すれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下(大型特殊自動車、小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯でその自動車の構造上地上1,200mm以下に取り付けることができる最低の高さ)、下縁の高さが地上250mm以上となるように取り付けられていること。
- 三. 側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取り付けられていること。
- 五. 大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部霧灯の照明部は、前部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに前部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面よりも前部霧灯の内側方向10°の平面及び前部霧灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるよう取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるよう取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。
- 七. 前部霧灯は、前各号に規定するほか、前条第3項第6号及び第11号の基準に準じたものであること。
- 八. 前部霧灯は、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の点灯状態にかかわらず、点灯及び消灯できるものであること。
- 九. 前部霧灯は、車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合に点灯できない構造であること。ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により前部霧灯を短い間隔で断続的に点滅する、又は交互に点灯させる場合にあっては、この限りでない。
- 十. 前部霧灯は、点滅するものでないこと。ただし、前号ただし書きの場合にあっては、この限りでない。
- 十一. 前部霧灯の直射光又は反射光は、当該前部霧灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- 十二. 前部霧灯は、灯器の取付部に緩み、がたがない等第1項に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。

[4] 次の各号に掲げる前部霧灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

- 一. 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部霧灯
- 三. 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える前部霧灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部霧灯又はこれに準ずる性能を有する前部霧灯

[5] 前部霧灯の照射方向の調節に係る性能等に関し保安基準第33条第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一. 前部霧灯照射方向調節装置は、自動車に乗車しする乗員が全て乗車した状態又は積載しする全ての貨物を積載した状態において、前部霧灯の照射光線が他の交通を妨げないようにすることができるものであること。
- 二. 前部霧灯照射方向調節装置は、前部霧灯の照射方向を左右に調節することができないものであること。
- 三. 手動式の前部霧灯照射方向調節装置は、運転者が運転者席において容易かつ適切に操作できるものであること。この場合において、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに操作できる位置に操作装置が備えられておらず、かつ、検査時車両状態及び乗車状態又は積載状態に対応する操作装置の調節位置を容易に判別できるように表示していないものは、この基準に適合しないものとする。

上記に記載の保安基準は「令和5年3月」より抜粋した内容です。保安基準は隨時更新されております。

取り付けの際は必ず最新の保安基準を確認のうえ、取り付けしてください。



SPHERE LIGHT

スフィアライトサポート

0570-666-117 (受付時間はホームページにてご確認ください)

販売元 株式会社SPREAD

<https://www.sphere-light.com>